

はこだて療育・自立支援センター施設の貸付けに関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、はこだて療育・自立支援センター（以下「センター」という。）が実施する事業に支障のない範囲において、センターの設置目的達成のために行う施設の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 施設の貸付けを受けることができる者および使用目的は、次のとおりとする。

- (1) センター利用者およびその保護者が行う福祉に関する行事等。
- (2) センターの設置目的達成のために活動する福祉関係団体が行う福祉に関する行事等。
- (3) その他センター長が適当と認める者が行う福祉に関する行事等。

(使用施設)

第3条 貸付けを受けて使用することができる施設は、次のとおりとする。

- (1) 多目的ホール
- (2) 会議室
- (3) その他センター長が適当と認める施設

(使用日等)

第4条 施設の貸付けを受けて使用することができる日は、センター条例施行規則第2条第2項に規定する休館日以外とし、また、使用時間は、同条第1項に規定する時間とする。ただし、センター長が必要と認める場合はこの限りではない。

(使用の申請等)

第5条 施設の貸付けを受けようとする者は、あらかじめ別記第1号様式の申請書によりセンター長に申請し、許可を受けなければならない。

2 センター長は前項の申請があった場合において、使用を認めるときは、別記第2号様式の使用許可書を交付する。

3 センター長は第1項の申請があった場合において、次の各号に該当す

るときは、施設の使用を許可しない。

(1) 秩序を乱し公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 当該施設をき損するおそれがあると認められるとき。

(3) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為が行われるおそれがあると認められるとき。

(4) 申請書の内容と異なることが行われるおそれがあると認められるとき。

(5) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第6条 使用料は徴収しない。

(譲渡、転貸の禁止)

第7条 使用者は使用する権利を譲渡または転貸することはできない。

(使用許可の取消し)

第8条 第5条第3項各号に規定する行為および第7条に規定する行為があったときは、直ちに使用許可を取り消すとともに、今後の使用を認めない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者が施設の使用を終わったときは、センター職員の指示に従って清掃および備品等の整理を行い、原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者が、施設内の備品等をき損、滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式

はこだて療育・自立支援センター施設使用申請書

年 月 日

はこだて療育・自立支援センター長 様

申請者
住所
団体名
責任者氏名
電話番号

| | |
|--------|-------------------------|
| 使用の日時 | 年 月 日 午 前後 時から 午 前後 時まで |
| 使用場所 | |
| 使用の目的 | |
| 使用人数 | |
| その他の事項 | |

第2号様式

はこだて療育・自立支援センター施設使用許可書

年 月 日

様

はこだて療育・自立支援センター長

| | |
|--------|-------------------------|
| 使用の日時 | 年 月 日 午 前後 時から 午 前後 時まで |
| 使用場所 | |
| 使用の目的 | |
| 使用人数 | |
| その他の事項 | |